

産業構造審議会 知的財産政策部会 商標制度小委員会
新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ報告書
【概 要】

1. 検討の背景

我が国の商標法は、文字や図形等からなる伝統的な商標を保護対象としているところ、以下の状況を踏まえ、動きや音等からなる新しいタイプの商標の保護の在り方について検討。

- ①インターネットの普及等による商品・役務の販売戦略の多様化等を背景とした、新しいタイプの商標の利用の拡大
- ②新しいタイプの商標に関する諸外国における保護の動きの広がりや国際的な議論の進展

2. 報告のポイント

- (1) 商標権は排他独占的な権利であり、その権利範囲が明確に特定される必要があることから、国際的な議論等も踏まえ、以下の商標を保護対象に追加することが適切。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| ①動きの商標 | : 図形等が時間によって変化して見える商標 |
| ②ホログラムの商標 | : 図形等が見る角度によって変化して見える商標 |
| ③輪郭のない色彩の商標 | : 色彩のみからなる商標 |
| ④位置商標 | : 図形等が常に商品等の特定の位置に付される商標 |
| ⑤音の商標 | : 音楽、音声、自然音等からなる商標 |

なお、香り・におい、触感、味等の商標は、権利範囲を明確に特定することが困難であること等を踏まえ、保護対象には追加しないことが適切。

- (2) 動きや音等の商標の追加に対応し、商標の特定方法として、従来の紙による特定に加え、電子ファイルによる特定を可能とすることが適切。
- (3) 視認できない商標を含む新しいタイプの商標の追加に対応し、商標の登録要件等について、所要の規定の整備を行うことが適切。
- ①位置や音等によって、需要者が何人かの業務に係る商品・役務であることを認識することができる場合に、商標の登録を認めることとする。
 - ②緊急用のサイレンや国歌等の公益的な音の商標について、一私人に独占させることが適当でないため、商標の登録を認めないこととする。 等